

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当村の人口は現在1,900人程であり、平成23年の長野県北部地震以後大きく減少傾向にあります。

人口構造を年齢区分別人口で見ると、年少人口（15歳未満）が7%、老年人口（65歳以上）が49%程度で少子高齢化が進行しており、生産年齢人口（15歳以上64歳未満）の減少は、今後も進むものと推計されます。

村内の産業構造について見ると村は農業が基幹産業であり、そのほとんどが家族経営です。

近年進められてきた営農組織での規模拡大による経営効率化も高齢化により限界が見え始めていることから、より効率性の高い農業機械等の導入による生産性の向上が課題となっています。

商工業についても、ほとんどが中小零細企業であり、車社会の進行やインターネット普及に伴う買物範囲の拡大や消費者ニーズの多様化により、都市部への消費流出が続いており、経営環境は厳しさを増しています。

このため、主力産業である農業や観光と連携した新規分野の開拓など、新たな取り組みが求められています。

観光を主力とするサービス業については、成長の可能性が高い産業となっていますが、中小企業者にとっては、インターネットやSNSを使った集客や外国人観光客への対応が課題となっています。

いずれの産業も村内事業者のほとんどが個人や中小企業者であり、少子高齢化や生産年齢人口の減少が進む中、生産性向上や時代のニーズにマッチした新たな取り組みが求められています。

#### (2) 目標

・生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備導入や更新を促すことにより、経営基盤の強化や成長を図ります。

・村独自の起業支援事業と合わせ地域資源の活用や先端設備導入などにより、新たなビジネスチャンスの創出を支援し、中小企業者数の減少に歯止めをかけます。

・これを実現するため、計画期間内に30件の先端設備導入計画の認定件数を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とします。

## 2 先端設備等の種類

いずれの産業においても生産性の高い設備への更新が課題となっており、様々なケースに対応すべく、本計画において対象とする先端設備等は経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める指定設備の全てとします。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

村内全体に中小企業が存在していることから、村全域を対象地域とします。

### (2) 対象業種・事業

村内の各産業における中小企業の労働生産性の向上を目指すことから、本計画において対象とする業種は、全業種とします。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象とする事業は、労働生産性の年平均3%以上の向上に資すると見込まれる事業の全てとします。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とします。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とします。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

中小企業者が作成した先端設備等導入計画の認定に当たっては、健全な地域経済の発展に配慮するものとし、次の中小企業者や業種及び事業等については、認定の対象としません。

- ・反社会的勢力との関係が認められる中小企業者
- ・公序良俗に反すると認められる業種及び事業等